

1 全体的事項

- (1) 東北大学青葉山新キャンパス整備事業（以下「キャンパス整備事業」という。）は、「杜の都・仙台」を象徴する環境資源である青葉山で行われ、事業地及びその周辺には貴重な動植物が生息していること、また現時点で想定されている建築物の延床面積の合計が約 20 万㎡と規模が大きいことなどから、環境に与える影響が大きくなることが予想される。このため、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成するにあたっては、環境影響評価の対象とした用地の造成のみならず、キャンパス整備事業全体が環境へ及ぼす影響についても可能な限り評価を行うこと。
- (2) 評価書を作成するにあたっては、予測及び評価の根拠、環境保全措置の有効性や類似事例における実績などを可能な限り明らかにした上、一般の方々にも分かりやすい記述を行うよう努めるとともに、今後、必要に応じて情報公開を積極的に行うなど、より一層の理解を得るよう配慮すること。
- (3) 事後調査計画については、キャンパス整備事業の事業特性も考慮した上で調査項目や内容、環境保全措置について再度検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (4) キャンパス整備事業に関する計画の詳細を今後検討していく過程において、事後調査を検討及び実施する体制などについても検討し、建築物の工事及び供用により生じる環境への影響を早期の段階から可能な限り回避又は低減すること。また事後調査計画を事業着手後においても必要に応じて見直すことを評価書へ記載すること。
- (5) 今後、キャンパス整備事業とその近接地で仙台市が実施する東西線建設事業や都市計画道路整備事業との間で複合的な影響が生じることが予想されるため、仙台市の事業担当部局と常に情報を共有し、複合的な影響を把握した上で予測、評価及び事後調査を行うこと。

2 個別的事項

《大気質、騒音、振動》

- (1) 現状及び将来の学生や教職員の通学、通勤事情や学内交通量など、予測及び評価を行った際の根拠を評価書に明示すること。

また、造成工事と建築工事の工期が重複することにより複合的な影響が生じる可能性があることを考慮し、事後調査を行う時期や複合的な影響を認めた際の対応などについて評価書に記載すること。

《動物、植物、生態系、自然とのふれあいの場》

- (2) 事業地及びその近接地に生息・滞在・生育する動植物に与える影響を最大限に回避又は低減すること及び大学利用者の安全を確保することについての事業者としての考え方を明確に

した上で、特に事業地及びその周辺における動物の移動経路や事業地の利用形態などを考慮して予測及び評価を行い、その結果及び環境保全措置について評価書に具体的に記載すること。

また、環境保全措置として植物の移植を検討する際には、生活史、移植の難易度など対象種の特性を明示した上、移植の不確実性を考慮して、種実の播種や表土の保全など複数の手法を併用することも検討し、その結果を評価書に記載すること。

《文化財》

- (3) 事業地内に存在する歴史的遺物などについては、位置や歴史的背景などを把握した上で環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。

《景観》

- (4) キャンパス整備事業に関する計画の詳細を今後検討していく過程において、市民などの意見を柔軟に計画に反映させるなど、景観に与える影響をさらに回避又は低減する手法を検討すること。